

新・共謀罪はテロ対策とは無関係です!

安倍政権が3月21日に閣議決定した、「テロ等準備罪」を創設する「組織犯罪処罰法改正案」。その実態は「共謀罪」新設です。政府や自民・公明両党は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策として国際組織犯罪防止条約を締結するためにこの法律が必要だと強調していますが、実際は、現行法体系のままで同条約締結の手続きは可能。民進党は基本的人権を侵害する可能性が高い「共謀罪」法案に反対します。

テロ対策はどう進めるべきか

- ✓ 日本はすでにテロ対策で国連が採択した13本の条約を締結し、国内法も整備しています。
- ✓ もし現行法体系にテロ対策上の穴があるのであれば、基本的人権を侵害する可能性が高い共謀罪創設ではなく、個別法を改正して強化すべきです。
- ✓ 政府が「共謀罪」導入の理由としている国際組織犯罪防止条約は、もともとマネーロンダリングや人身売買が対象で、テロ対策とは関係ありません。
- ✓ 現行法体系のままで国際組織犯罪防止条約の締結は可能です。

あなたも狙われている!?

「共謀罪」法案とは?

現在の刑法では、具体的な危険が生じる実行行為がなければ、処罰されないのが原則です。ところが「共謀罪」法案は、277もの罪を包括的に計画段階で取り締まれるようにするもので、これまでの刑事法の原則をくつつがえし、恣意的な権力行使のおそれがかきわめて大きくなります。処罰の対象もあいまいで、一般市民も捜査、検挙の対象になることを政府も認めています。

1億総監視社会に!?

「共謀罪が成立したら、私たちのメールやライン、携帯電話の通話などが監視されかねない。テロ対策の名において、1億総監視社会になるかもしれない非常に深刻な問題をはらんだ法案」という懸念が広がっています。



「共謀罪」対策本部の会合（4月6日）